

## 資料提供

令和3年4月2日  
課名 建設産業課  
担当者名 寺尾  
電話 082-513-3821  
(内線3820)

## 指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故		
措置対象者	商号・名称	}	別表のとおり6者
	代表者氏名		
	住所・所在地		
	建設業許可番号		
指名除外期間			
<b>【事実の概要】</b> 令和3年1月28日、北部建設事務所発注の「一般国道375号道路改良工事（交付金・〔仮称〕引宇根トンネル）」において、安全管理が不適切であったため、発破による飛石が二次下請け作業員の腹部に当り受傷し、15日間程度の入院加療を要すると診断された。			
<b>【措置理由】</b> 上記のとおり			
<b>【指名除外等措置適用条項】</b> 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号（3）			
<b>【下請制限措置適用条項】</b> 県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項			

(別表)

措置	商号又は名称	建設業許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外等開始日	指名除外等終了日	期間	備考
1 指名除外	森本・増岡・熊高一般国道375号道路改良工事（交付金・〔仮称〕引宇根トンネル）共同企業体	—	広島市中区加古町12-7	岡正巳	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	元請
2 指名除外	株式会社森本組	国土交通大臣第20607号	大阪府大阪市中央区南本町2-6-12	小林宗二	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	元請の構成員
3 指名除外	株式会社増岡組	国土交通大臣第2218号	広島市中区鶴見町4-25	増岡真一	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	元請の構成員
4 指名除外	株式会社熊高組	広島県知事第599号	安芸高田市高宮町川根2953	熊高良二	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	元請の構成員
5 下請制限	株式会社金子組	国土交通大臣第028010号	岡山県倉敷市玉島1-8-18	金子順	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	一次下請
6 下請制限	株式会社ケーテック	岡山県知事第023561号	岡山県倉敷市玉島2-23-36	金子洋之	令和3年4月1日	令和3年4月30日	1か月	二次下請